

添付法令資料 3 :

インドネシア移民労働者の社会保障に関する2023年2月21日付
インドネシア共和国労働大臣規則No. 4 (目次)
同月 22 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 社会保障プログラム (第 2 条ないし第 5 条)
- 第 3 章 登録及び加入の手続 (第 6 条ないし第 14 条)
- 第 4 章 保護期間 (第 15 条ないし第 17 条)
- 第 5 章 保険料及び支払手続 (第 18 条ないし第 24 条)
- 第 6 章 労働社会保障プログラムの給付
 - 第 1 節 労働災害保障
 - 第 1 款 就業前の保護及び就業後の保護 (第 25 条ないし第 29 条)
 - 第 2 款 就業中の保護 (第 30 条ないし第 36 条)
 - 第 2 節 死亡保障 (第 37 条ないし第 40 条)
 - 第 3 節 老齢保障 (第 41 条)
 - 第 4 節 持続的な社会保障プログラム (第 42 条)
- 第 7 章 報告及び請求の手続
 - 第 1 節 労働災害保障
 - 第 1 款 就業前及び就業後の保護のための労働災害保障の報告 (第 43 条ないし第 45 条)
 - 第 2 款 就業中の保護のための労働災害保障の報告 (第 46 条)
 - 第 3 款 就業前及び就業後の保護のための労働災害保障の請求 (第 47 条ないし第 49 条)
 - 第 4 款 就業中の保護のための労働災害保障の請求 (第 50 条及び第 51 条)
 - 第 5 款 労働災害保障の請求提出期限 (第 52 条)
 - 第 6 款 労働災害保障の決定及び支払い (第 53 条及び第 54 条)
 - 第 7 款 紛争解決 (第 55 条)
 - 第 2 節 死亡保障
 - 第 1 款 死亡保障の報告及び請求 (第 56 条ないし第 58 条)
 - 第 2 款 死亡保障の決定及び支払い (第 59 条)
 - 第 3 節 老齢保障
 - 第 1 款 老齢保障の報告及び請求 (第 60 条)
 - 第 2 款 老齢保障の決定及び支払い (第 61 条及び第 62 条)
- 第 8 章 報告及び評価 (第 63 条及び第 64 条)
- 第 9 章 雑則 (第 65 条及び第 66 条)
- 第 10 章 経過規定 (第 67 条)
- 第 11 章 終則 (第 68 条及び第 69 条)